

憲法9条を守り、世界に広げよう



国民投票法は改憲と一体



総選挙後の特別国会では、衆議院の憲法特別委員会、参議院の憲法調査会で憲法改定の手続き法としての「国民投票法」の實質的な調査審議が行われました。自民、公明、民主の三党は憲法の改定を視野に次期通常国会への「国民投票法案」の上程をねらっています。国民投票法の法制化は単に憲法改定のための「手続き法」を定めるだけでなく、憲法9条を改憲することと直結した問題です。

9条は世界平和の目標

日本はこれまで憲法9条の制約からイラクへの自衛隊派遣にあたって、「武器は使用しない」「戦闘地域には行かない」などの条件をつけざるを得ませんでした。日本が戦後60年間、戦争で直接人を殺したり、殺されなかったのは、憲法9条があったからです。9条の生命力は、21世紀の日本と世界の平和の道をさし示す光です。国連ミレニアムフォーラムが「日本国憲法9条の国際化」を提起したように9条は世界の目標になっています。

憲法を守る一点で 手をつないごう

自分の家族や恋人、子どもや孫に、戦争のない平和な日本と世界を残したいと願うのは、思想・信条の違いを超えて共通です。日本が再び戦争しないためには、国民みんなが「憲法を守る一点」で手をつなぎあわせれば、憲法9条を変えようと考えている議員が国会で多数でも、改憲を食い止めることは可能です。

憲法は、国民の国に対する「命令書」

一般の法律は国民を「しばる」ものですが、憲法は国民から国家へ「戦争するな」「人権を守れ」などと「政府をしばる命令書」です。ですから、第99条で大臣や国会議員に憲法を守ることを義務付けているのです。

憲法は国民にさまざまな自由と人権とともに、「一人一人が大切にされること、幸福を追求する権利」を保障しています。しかし、自民党の新憲法草案では、「公益や秩序」を優先し、憲法を「政府をしばる」ものから、「国民をしばる」ものに変えようとしています。

国のあり方を決めるのは 主権者・国民です

平和を守るのは主権者である国民1人ひとりです。国の在りようを決めるのも私たちの責任です。「ある日、気づいたら日本が戦争に踏み出していた」とならないよう、憲法を守るため、いま、あなたに出きることの一步から始めましょう。